

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年9月30日(2010.9.30)

【公開番号】特開2010-181901(P2010-181901A)

【公開日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2010-033

【出願番号】特願2010-57954(P2010-57954)

【国際特許分類】

G 0 2 B	5/08	(2006.01)
F 2 1 V	7/00	(2006.01)
F 2 1 V	7/10	(2006.01)
B 3 2 B	7/02	(2006.01)
B 3 2 B	15/08	(2006.01)

【F I】

G 0 2 B	5/08	A
G 0 2 B	5/08	C
F 2 1 V	7/00	3 4 0
F 2 1 V	7/10	1 0 0
B 3 2 B	7/02	1 0 3
B 3 2 B	15/08	D

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月28日(2010.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、開発者らが鋭意検討し、完成させた熱吸収性に優れた可視光線反射板であり、その要旨とするところは、以下の通りである。

(1) 金属板もしくはめっきした金属板の上に白色樹脂シートを有するとともに、該金属板もしくはめっきした金属板と該白色樹脂シートとの間に、555nmでの可視光線の拡散反射率が0.70以上である白色樹脂塗膜を有し、該白色樹脂シートとその下の該白色樹脂塗膜との界面に存在する気泡の面積率が5%以下であり、且つ、該白色樹脂シートのない他方の面に樹脂塗膜を有することを特徴とする熱吸収性に優れた可視光線反射板。

(2) 前記金属板もしくはめっきした金属板と前記白色樹脂シートとの間の前記白色樹脂塗膜の樹脂は数平均分子量が2000~50000、ガラス転移点が100以下の樹脂であり、且つ、該白色樹脂塗膜は塗膜の固形分に対して30~60質量%の白色顔料が添加されていることを特徴とする、前記(1)に記載の可視光線反射板。

(3) 前記白色樹脂シートのない他方の面の前記樹脂塗膜の樹脂は数平均分子量が2000~50000、ガラス転移点が100以下の樹脂であることを特徴とする、前記(1)又は(2)に記載の可視光線反射板。

(4) 前記(1)~(3)のいずれか1つに記載の可視光線反射板を組み込んでなる電気電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

金属板もしくはめっきした金属板の上に白色樹脂シートを有するとともに、該金属板もしくはめっきした金属板と該白色樹脂シートとの間に、555 nmでの可視光線の拡散反射率が0.70以上である白色樹脂塗膜を有し、該白色樹脂シートとその下の該白色樹脂塗膜との界面に存在する気泡の面積率が5%以下であり、且つ、該白色樹脂シートのない他方の面に樹脂塗膜を有することを特徴とする熱吸収性に優れた可視光線反射板。

【請求項 2】

前記金属板もしくはめっきした金属板と前記白色樹脂シートとの間の前記白色樹脂塗膜の樹脂は数平均分子量が2000～50000、ガラス転移点が100以下の樹脂であり、且つ、該白色樹脂塗膜は塗膜の固形分に対して30～60質量%の白色顔料が添加されていることを特徴とする、請求項1に記載の可視光線反射板。

【請求項 3】

前記白色樹脂シートのない他方の面の前記樹脂塗膜の樹脂は数平均分子量が2000～50000、ガラス転移点が100以下の樹脂であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の可視光線反射板。

【請求項 4】

請求項1～3のいずれか1つに記載の可視光線反射板を組み込んでなる電気電子機器。